

# 大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金

- ◆新型コロナウイルス感染症の第4波では、変異ウイルスの影響により、大都市圏のみならず本県においても**新規**感染者数が増加・高止まりしたため、飲食店への営業時間短縮や県民への外出自粛等を要請。その影響は、飲食店だけでなく、多くの事業者に及んでいる。
- ◆事業継続や雇用維持を図るため、時短要請や外出自粛の影響により、売上が大きく減少した事業者に対し、県独自の支援金を給付する。

## 【対象者】

令和3年5月又は6月の売上が対前年又は対前々年同期比で30%以上減少した中小企業者等

(対象外の事業者)

- ・国の月次支援金の5月分と6月分をともに受給している事業者
- ・県の時短要請協力金を受給している事業者

### 【参考】国の月次支援金

4月以降の緊急事態宣言等に伴う時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した事業者に対し、月次支援金を給付  
支給対象月：R3.4月～

計算式：R1又はR2年の基準月売上－R3年の対象月売上  
上 限：最大20万円/月、個人10万円/月

## 【給付額】

計算式：(令和元年又は2年の5月と6月の合計売上)－(令和3年の対象月(5月又は6月)の売上×2)

上 限：法人 30万円、個人事業者 15万円

※国の月次支援金を1ヶ月分のみ受給している場合の給付額は1/2

## 【申請方法】

- ・県庁ホームページからのオンライン申請**又は郵送**での申請を予定

【申請受付開始】 令和3年7月上旬を予定

### 【支援イメージ】

※法人の場合

		売上減少率	
		30%以上～50%未満	50%以上
緊急事態 地域等と の取引	あり	県の支援金 (上限30万円)	国の支援金 (上限40万円)※2か月分
	なし	県の支援金 (上限30万円)	

対象者や必要書類などの詳細については、後日県庁ホームページから申請要領等でお知らせします。

【問合せ先】 大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 097-506-3215